

(公財)マンション管理センター主催 特別セミナー(大阪会場)を開催します！

参 加
無 料

「令和7年 マンション関係法の改正概要」と、「令和7年10月改正 マンション標準管理規約」についての解説セミナー

令和7年5月23日、「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立しました(同月30日に交付)。この法律によって、「建物の区分所有等に関する法律」、「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法」、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」等(以下、「マンション関係法」という。)が改正されました。また、マンション関係法の改正に伴い、「マンション標準管理規約」の見直しが行われ、令和7年10月17日に改正マンション標準管理規約が公表されました。令和7年度の特別セミナーでは、国土交通省より講師を招き、マンション関係法及びマンション標準管理規約の改正内容について解説していただきます。

令和7年11月25日(火)午後1時より受講申込みの受付を開始します。

日時：令和7年12月15日(月) 午後1時30分～午後4時(予定) ※受付開始 12:30～

場所：吹田市文化会館メイシアター

大阪府吹田市泉町2-29-1

- ・阪急千里線吹田駅前(梅田方面からお越しの場合は、吹田駅進行方向一番前の改札を出てすぐ。山田、北千里方面からお越しの場合は、吹田駅一番後ろの改札を出て地下道をくぐりすぐ)
- ・JR 東海道本線吹田駅より徒歩 15 分
吹田駅中央改札を出て、線路沿いに大阪方面に
- ・駐車場はご用意しておりません。公共交通機関を利用しご来場ください。

定員：400名(先着順)

講演内容及び講師

講演Ⅰ「令和7年 マンション関係法の改正概要について」

講演Ⅱ「令和7年10月改正 マンション標準管理規約の改正について」

講師 国土交通省 住宅局 参事官(マンション・賃貸住宅担当)付

申込み方法

- (公財)マンション管理センターのホームページからお申し込みください。
- 申込み受付後、受付完了のお知らせ《受講受付票》を返信いたしますので、印刷してセミナー当日に必ず持参してください。



●主催 公益財団法人 マンション管理センター ●後援 国土交通省

お問い合わせ先 公益財団法人マンション管理センター 管理情報部 電話:03-6261-1271